

地域木材認証ラベリング制度の提案

森林総合研究所 藤原敬

小論は、第一プランニングセンター発行、
会員制寄稿誌「日本の森林を考える」第九号
2001年7月発行に寄稿したものです

「環境に優しい」は木材利用拡大運動のキーワードになっているが、違法伐採・伐採跡地の放置問題などで壁にぶつかる可能性がある。このようだ事態に対処し「近くの山の木で家を作る運動」など緑の消費者と結びついて国内林業を再構築するためにも、地域木材認証ラベリング（TLT）制度を提案する。

1 「木材は環境に優しい」のコンセンサスの現状

最近の木材利用拡大のための資料にはかならず、木材を生産する過程で消費するエネルギーが鋼材やアルミニウムなど他の建材に比べて極めて少ないことが掲げられている。化石エネルギー多消費型の大量消費社会から循環社会への転換へためには再生可能な木材の利用を拡大し、化石資源でできた製品や化石エネルギーを湯水のように使って作られた資材の消費を削減してゆくことが不可欠である、はずである。ところが、大量消費の20世紀から環境・循環社会の21世紀への変わり目を追い風として木材関係者が取り組もうとしていた木材利用拡大運動に水をかけられるような出来事があった。2000年の6月に成立したグリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）の施行準備のために行われていた基本方針策定過程のことである。ご存じのようにこの法律は各省庁が「環境に優しい物品」（環境物品）購入することを促進するための議員立法で、環境に優しい物資の特定、購入計画の公表、購入結果の公表という仕組みからなっている。問題は出だしの環境に優しい物資の特定をはかるための基本方針の策定についてだが、林野庁や全木連などは木材は省エネ資材だから基本方針のリストに搭載すべきであると主張したのに対し、事務局である環境庁（当時）はがんとして聞かなかった。曰く「木材が環境に優しいというコンセンサスはない。」そのときの担当者に聞くと環境庁は「木材消費は森を減らす」「再生紙を使う運動」など木質資源をなるべく使わないようにするのが現在の世論の方向だとの主張で、結局「間伐材等木材」（基本方針、文具共通など）という訳のわからない表現ぶりの決着となった¹。

¹ グリーン購入法の基本計画策定などの経緯については藤原作成のホームページ
http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai1/kaunai1.htm#グリーン購入法、
参照

2 再生可能でない木材が足かせに

コンセンサスの障害となっているのは、「木材は再生可能」と自明の前提に立って組み立てられている木材側の利用推進運動に対する一般消費者側の鋭い批判の嗅覚である。いったい我々が消費している木材のどれだけが再生可能なのだろうか。此の問題に容易に回答が出せないのは、大量に流入する輸入材の産地の森林管理の質がはっきりしないことだ。国際熱帯木材機関が 1989 年に作成したレポート²では世界の熱帯林で適切に管理されたものは数%にすぎないと指摘し、西暦 2000 年までに持続可能な森林から生産された木材のみを貿易の対象とするを望むとしたいわゆる熱帯木材機関の 2000 年目標も期日までの目標達成を断念せざるを得なくなった³。インドネシア材の半数は違法伐採だと言われているし、ロシア材も違法伐採問題が指摘され、当該政府もそれを真っ向から否定することができないでいる⁴。輸入材ばかりでなく、本年の林業白書が引用しているように国内の森林所有者の調査⁵によっても山林保有者の過半が自分の山林の伐採跡地を植栽しないで放置しているという結果がでている。このような状況では「環境に優しい木材利用拡大」どころではないのではないか。再生不可能な木材の横行が木材利用推進の足かせとなろうとしている。

3 環境に優しくない木材を排除する方法

木材を循環社会の主役にするためには、世界中の木材を再生産可能な持続可能な管理された森林から生産されたものにする必要がある。そのための方法は二つある。第一の方法は、国際的に持続可能性の基準を明確にした上で、自国の森林の管理をその水準に確保する、各国政府の明確な意志の結集する、法的な強制力のある森林条約というアプローチである。10 年近く前になる地球サミットの準備過程で熱く語られた森林条約であるが、現在のところ資源国側の抵抗をクリアする手段が見いだされず、近い将来実現する見通しが無い。第二の方法は、森林認証制度である。森林管理の質の情報を木材の消費者に知らせ、消費者の選択として持続可能な森林経営を迫ってゆくというのが、森林認証制度の戦略である。認証制度を世界的に展開しているのは FSC である。現在世界中の 2000 万ヘクタールの森林が FSC の下に認証を行っていると言われている。また、国際標準化機関 (ISO) の環境基準を森林管理に適用している事例も増えている。欧州では独自の認証制度を作って運用を始めている。しかしながら、これらの制度は輸出国が世界中のどこのマーケットに対しても証明をしようという大がかりな制度であるため、手続きが複雑でなかなか普及でき

² Duncan Poore “No timber Without Trees”, 1998

³ 同上ホームページ

http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai3/kadai3.htm#i_t_t_o_2000、参照

⁴ 同上ホームページ

http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai3/kadai3.htm#illegal、参照

⁵ 農林水産省：山林保有者の林業生産活動に関するアンケート、1997 年

ない面がある。

4 地域材認証ラベリング制度の設計

そこで、手軽に我が国の関係者が集まって身近な森林管理の質を証明しようというのが地域材認証制度の発想である。大きな制度の適用をはじめからねらうのではなく、小さな制度をあちこちに作りネットワークを広げて将来大きな流れにしてゆこうというものである。具体的な地域材認証ラベリングの方法は次の通りである

(実施主体)

あるまとまりのある地域(県でも流域でもよい)の関係者が集まって実施機関を作る。関係者には市町村県などの地方自治体、木材団体、森林組合、市民団体、工務店、設計者などが考えられる。

(認定基準)

基本的には「市町村長によって認定された森林施業計画を策定しそれを遵守する。」という認定基準とする。森林施業計画通りの伐採と跡地管理の木材をラベリングする。切りっぱなしで管理されていない木材は除外する。

(認証実務)

実施主体が、森林組合など地域の実態に応じて委託する。

(地方自治体の支援)

初期の認証実務への支援、普及のほか、各自治体を作るグリーン購入計画に「認証された地域材を掲載する」

以上が地域材認証ラベリング制度の概要である。

この制度のポイントは、第一に、現在ある森林施業計画の制度を活用するため制度設計をうまくすればほとんど現在かかっている手間と経費で実施可能なこと、第二に、自治体のグリーン購入計画と連携させることにより、どの認証制度も苦勞している認証木材の需要を保証する、というものである。

この制度は、違法伐採などの環境に悪影響を与える木材を国内外ともに排除することによって地域材振興という運動に理念を与える、という意味を持っている。

この制度が導入されると、「近くの山の木で家を造る運動」など消費者との結びつきをもとめる動きとの連携がははかることも可能とある。また、各地の認証木材同士の連携による、広がりも期待できる。国際的な認証制度との相互認証により森林計画制度の内容を充実してゆく方向でのフィードバックという方向も見えてくる。

出口が見えない国産材振興の展望を、消費者の環境指向の動きと連動して、具体的な一歩を踏み出してゆく方策の一つとして、地域材認証ラベリング(LTL:Local Timber Labeling)運動を提唱したい。